

粕江第一小学校 P T A
令和 8 年度

P T A のしおり



保護者会や総会の資料としてご活用ください。

目次

狛江一小PTAについて	1
PTA会員について、PTAへの入会	2
年間行事	3
各委員の活動・PTA役員の活動	4
話し合い・議決の場、サークル活動	6
学校・地域施設の利用について	7
地区班別地図	8
通学路地図	9
PTA用語、PTA保険、サイバーリスク保険	10
PTA規約	11
PTA個人情報取扱規約	17
PTA特別会計規定	20
PTA規約 内規	21



PTA：Parent Teacher Association「親と先生の会」の略
児童の保護者と教職員が会員です。

狛江一小 P T A について

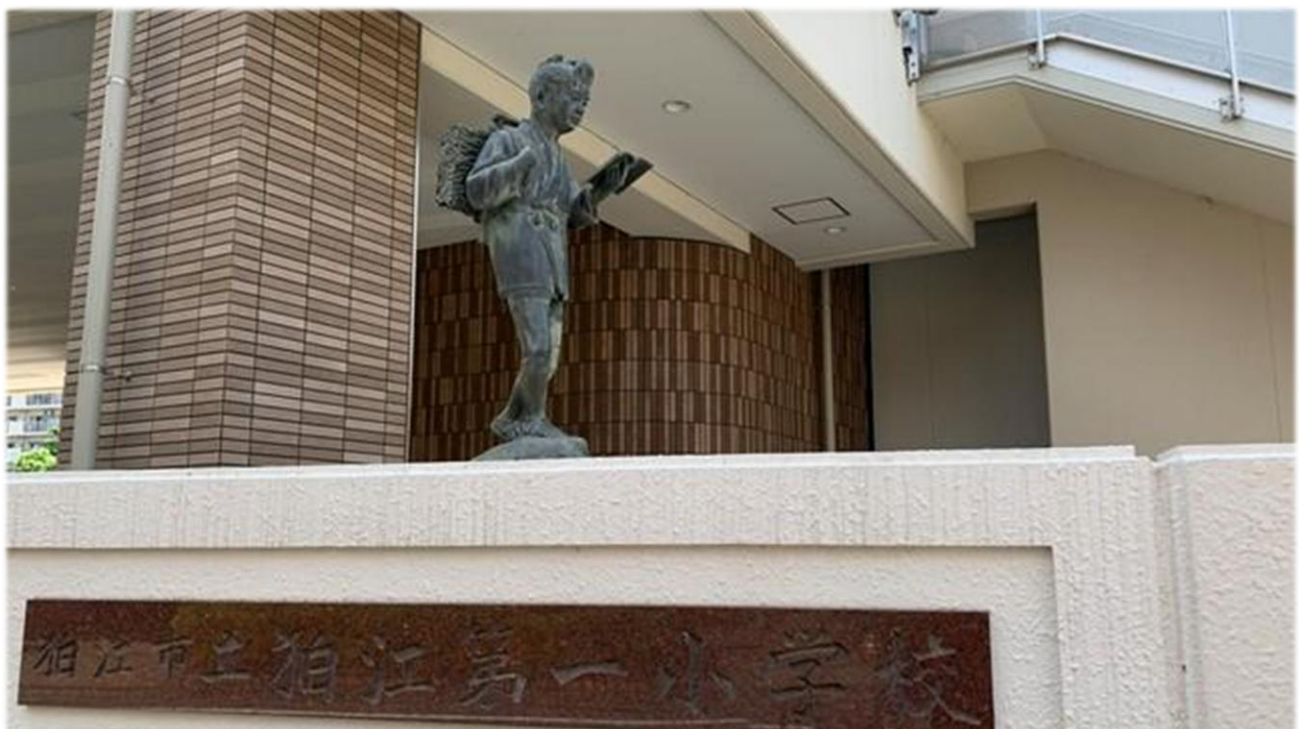
狛江一小 PTA は狛江第一小学校のすべての子どもたちを応援しています。

子どもたちの学びや成長のための素晴らしい場で狛江第一小学校がありつづけるために、保護者と教職員、地域の方々とが連携し、何か困難があったとしても、信頼しあい、改善や解決に向けて共に取り組むことを大切にしています。

保護者や教職員、地域の方々は子どもの笑顔を守り、健やかな成長と一緒に支援していくパートナーです。PTA 活動を通じて皆さまが知り合うこと、交流すること、協力すること、楽しむことが子どもたちの幸せな学校生活をサポートすることにつながっていきます。

子どもたちの笑顔から幸せをいっぱいもらえる PTA を継続するために、できる人が、できるときに、できることから、たくさんの人が関わる PTA を目指します。

私たちの大切な子どもたちの学校、狛江第一小学校を一緒につくっていきましょう。



PTA 会員について

会員

会員は 1 家庭 1 会員となり、子どもと同居している家族も含まれます。
また、狛江第一小学校の教員も含まれます。

クラスまたは地域別グループ

PTA 会員は、行事や活動内容によって学年クラス別「〇年〇組」、地域別「〇地区の〇班」に所属します。（保護者と子どもは同じグループに所属します。）

PTA への入会

お申込みのお手続きをもって、PTA 会員となります。

入会申込方法

- 1) 入会申込書の QR コードからオンラインでご入会手続き
- 2) QR コードでのお手続きが不可の方は、紙で担任の先生へのご提出

会員は 1 家庭 1 会員となり、子どもと同居している家族、また狛江第一小学校の教員も含まれます。

会費

PTA の活動費、子どもたちの活動支援費・卒業記念品などに使用されます。

1 家庭あたり年額 2,000 円

きょうだいや姉妹で複数人お子さんが狛江第一小学校に通っている場合も 1 家庭 2,000 円です。

会費は 5 月～6 月にお支払いいただきます。（詳細はミマモルメにて配信）

途中転入の場合は、一覧表のとおり、転入月によって会費金額が変わります。

途中退会（転校を含む）の場合は、返金できませんのでご了承ください。

転入月	転入日	会費金額
4 月～6 月転入	4 月 1 日～6 月 30 日	2,000 円
7 月～9 月転入	7 月 1 日～9 月 30 日	1,500 円
10 月～12 月転入	10 月 1 日～12 月 31 日	1,000 円
1 月～3 月転入	1 月 1 日～3 月 31 日	500 円

年間行事

	学校行事	PTA 行事と活動
4 月	入学式・始業式 保護者会	委員全体会 多摩川統一清掃
5 月		PTA総会（書面開催）
6 月		「市への要望書」アンケート
7 月	一小こどもまつり 保護者会 終業式	
8 月		一小わくわくサマーフェス
9 月	始業式・引渡訓練 保護者会 開校記念日（25 日）	
10 月	運動会	運動会協力
11 月		
12 月	終業式	
1 月	始業式	
2 月	新 1 年生保護者会 学習発表会 保護者会	各委員会まとめ・引き継ぎ準備 学習発表会協力 「市への要望書」の回答
3 月	卒業式・修了式	
未定		各委員会企画行事 KoKoA 運営委員会企画行事

*年度によって行事は異なります。

*運動会、学習発表会などの学校行事には「サポーター」を行事ごとに募集いたします。
ぜひご協力をよろしくお願いいたします。（各行事付近にミマモルメ配信にて募集）

*右欄「PTA 行事と活動」について、各委員会の行事は随時、PTA 運営委員会は定例として実施。

各委員の活動・PTA役員の活動

地区委員：お住まいの地区に密着した活動を行います

＊15の地区から2名ずつ選出された地区委員(合計30名)と、3名の地区代表で活動します。

地域社会の諸行事に参加し、地域での親睦と子どもたちの育成を図ります。

また、子どもたちの危険に関わる情報を収集し、市、学校、各委員会に伝達します。

子どもたちの安全には、保護者や地域の大人たちの見守りが欠かせません。

安心安全な学校生活のために、ご理解ご協力をお願いいたします。

(地区委員は当番制です。各ご家庭で1回以上お引き受けいただいています。)

<主な活動例>

- ・ 地区委員会開催(全4回)
- ・ 通学路危険箇所の状況確認と報告
- ・ 春・秋の交通安全運動立ち番
- ・ 一小わくわくサマーフェス協力
- ・ 民生児童委員さんとの懇談会
- ・ 「こどもみまもり110番」の活動



選出委員：役員候補者の選出活動を行います

学年問わず、4名程度で活動します。選出の公平性のため、委員会には所属しません。

選出委員であっても役員候補者になることはできます。

役員選出の責任は運営委員会にあります。

<主な活動例>

- ・ 翌年度の役員候補アンケートの作成や集計、役員活動の簡単な説明資料の作成
- ・ 役員候補者を選出し、役員候補者説明会の準備等
- ・ 選出された候補者の通知・信任、来年度役員の発表
- ・ 必要に応じて、6月～10月の運営委員会に出席

会計監査員：会計監査と報告をします

会計役員経験者 2 名で構成。

狛江一小 PTA 役員会計経験者が務め、その年度の監査をし、来年度総会で報告します。

役員：PTA 全般のまとめ役をします

お子さんが 2 年生から 6 年生までの保護者で、13 名～17 名で構成。

狛江一小 PTA の代表窓口となり、PTA 全般のまとめ役をします。

学校と保護者、地域と PTA、他校 PTA と狛江一小 PTA のパイプ役を務めます。

また、子どもたちが充実した教育・活動を受けられるよう、学校と連携して各種イベント等の企画・運営を行います。

<主な活動>

- ・ 役員会／運営委員会の開催
- ・ PTA 総会の開催・PTA 会費の管理
- ・ 外部団体との連絡
- ・ PTA だより、議事録の作成
- ・ PTA 会費集金、その他支払い
- ・ 子どもたちが充実した教育・活動を受けられるよう、学校と連携して各種イベント等の企画・運営

<主な活動例> 以下の各イベントのサポーター募集と補佐

- ・ 給食試食会の開催
- ・ 朝の本読み活動の運営
- ・ 5 年生、6 年生の移動教室の際の差入れ手配
- ・ 6 年生卒業記念品の検品
- ・ 卒業式で 6 年生担任の先生へ色紙と花束贈呈の手配

役員構成

全体	保護者	教職員
会 長	1 名	-
副 会 長	3 ～ 4 名	副校長
書 記	3 ～ 4 名	1 名
会 計	3 ～ 4 名	1 名
企 画	3 ～ 4 名	1 名



話し合い・議決の場

PTA総会

PTA 会員の全員が直接参加できる粕江一小 PTA の最高議決機関です。

1 家庭 1 票の議決権があります。

＊開催は年 1 回、5 月にミマモルメにて配信される書面開催の形式を予定しています。

運営委員会

地区委員代表、PTA 役員、校長、副校長が参加します。

PTA 活動全般の検討をして決定するため、学校全体のことが見える場となっています。

6 月～10 月は、選出委員も出席します。

議決権はありませんが、PTA 会員は見学できますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。

役員会

PTA 役員（会長・副会長・会計・書記・企画）で構成されています。

PTA 全体、運営委員会の打ち合わせなどを行います。

サークル活動

粕江第一小学校では、会員相互の親睦をはかる目的でサークル活動をしています。自由に参加することができますので、ご興味があるサークルがありましたらぜひご参加ください。

<サークル参加について>

- 後日、各サークルの案内と入会募集のお知らせをいたします。
- 問い合わせは、各サークルの窓口へお願いします。
- PTA 主催・共催による行事参加中の怪我は、基本的に PTA 保険が適用されます。
※詳細は各サークル会計担当者、または役員までお問い合わせください。

<サークル一覧>

■一小の子どもたちを応援するイベント・交流グループ「一小いっしょの会」

主な活動場所：一小校内等

■子どものサッカーサークル「IFC(一小フットボールクラブ)」

主な活動場所：一小校庭

■バレーボールサークル「PTA バレーボールサークル」

主な活動場所：一小体育館



学校・地域施設の利用について

親睦会、委員会、打ち合わせ等にご利用できます。

<学 校 内>

場 所	予 約 方 法	設 備・その他
PTA 室 (3F)	会議で利用する場合は日時を、副会長へ相談・連絡	少人数の会合に利用できます 各委員会用として、パソコン・コピー機・委員会資料・事務用品が利用できます
体育館	副校長先生に学校側の予定を確認し調整	委員会活動等に利用できます
音楽室	1 副校長先生に学校側の予定を確認 2 市役所 3F 社会教育課へ連絡	土曜・日曜・祝日の利用ができます

※後片付け、戸締まり、コンセンートのチェックをお願いいたします。

※子どもたちの教育の場ですので食べ物のゴミは必ず持ち帰るようお願いいたします。

※それ以外の教室については副校長先生にご確認ください。

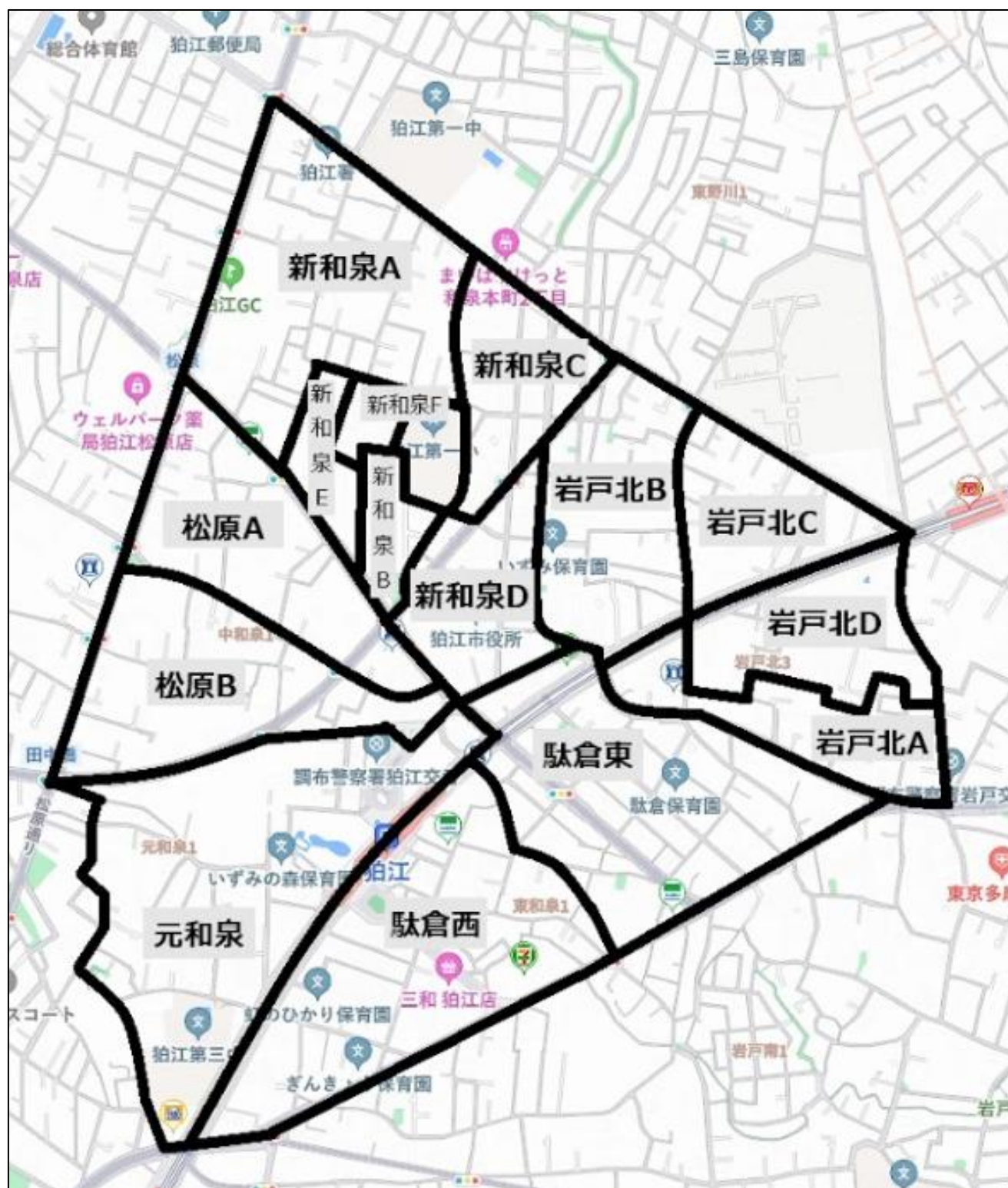
<地 域>

「狛江第一小学校 PTA」名で、社会教育関係団体登録をしています。

利用を希望する団体は、役員にお尋ねください。

名 称	住 所	電 話
中央公民館	和泉本町 1-1-5	03(3488)4411
西河原公民館	元和泉 2-35-1	03(3480)3201
市民総合体育館	和泉本町 3-25-1	03(3430)1141
市民グラウンド	和泉本町 2-15-2	

地区班別地図(令和8年3月現在)



通学路地図(令和8年3月現在)



方面（リボンの色分け）

色	方面	色	方面（学童別色分け）
赤	狛江駅	白	松原学童
青	消防署 グランドメゾン	オレンジ	一小小学生クラブ
緑	セントラルハイツ 中和泉	黄緑	寺前小学生クラブ
黄	電研	紫	こまっこ、パイオニア、和泉小学生クラブ、 岩戸小学生クラブ 猪方こどもクラブ
ピンク	いちよう通り		

PTA用語について

P 連	狛江市立学校 PTA 連合会 *市内小学校 6 校・中学校 4 校で組織されています。 *PTA 間の情報交換・共通の問題点の解決のための活動をしています。 *主な活動:市への要望書作成と提出、 こどもみまもり 110 番の運営、定例役員会・副会長会の開催、 狛江市の子どもに関する各種事業協力、教育・交通・給食など関連委員会参加。 *P 連事務局は当番校に置かれ、持ち回りになっています。
市への要望書	各学校での子どもたちの教育環境整備、安心安全の確保、教育活動の充実に関して、市長および教育委員会に要望を提出し、予算の確保や事業実施、課題の改善解決に向けた協議を依頼しています。

PTA 保険 PTA 行事総合補償制度

補償対象者	児童、会員(保護者・教職員)PTA 会員の同居の親族、PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている方(ボランティア等)
利用保険会社	三井住友海上火災保険
保険代支払い	会費より支払われます。
傷害保険	PTA が主催・共催による行事参加中(自宅と行事会場との往復途上を含む)の傷害事故が対象。例)PTA サークル活動、学級親睦会、委員会活動 etc. <対象外事故> 故意による傷害・自殺、闘争行為による傷害、脳疾患(日射病等含む)、心神喪失による傷害、天災による傷害
賠償責任保険	・PTA 役員や責任者のミスにより、第三者の身体、財物に損害、法律上の損害賠償責任を負った場合。 ・第三者から借用していたスポーツ用具等を損壊、損害賠償責任を負った場合。 <対象外事故> 故意による事故・自動車、飲食物、天災による事故
事故が起きた場合	各委員を通して役員まで、ご連絡願います。

サイバーリスク保険

個人情報保護法が 2017 年 5 月 30 日に改正となっており、PTA も個人情報取扱事業者に該当します。そのため、PTA として活動するにあたり、個人情報保護法を遵守しながら、PTA 会員等の個人情報を取得、利用、管理する必要がある、そのリスクに対応するために、PTA 活動で使用している端末がサイバー攻撃を受けたことにより発生したものを含む、個人情報漏洩に対応する保険に加入しております。

PTA 役員一同、会員の皆様よりお預かりする個人情報には細心の注意を払い取り扱いをいたしますが、リスクを鑑みての保険について、ご理解の程よろしく願いいたします。

狛江第一小学校 P T A 規約

第 1 章 名称

- 第 1 条 狛江第一小学校 PTA（以下、「この会」）は、狛江第一小学校内に事務所を置く。
(所在地:狛江市和泉本町 1-37-1)

第 2 章 目的

- 第 2 条 1.保護者と教職員の理解と協力によって児童の健全な育成にあたる。
2.学校・家庭・地域における児童を取り巻く教育的環境を整える。

第 3 章 方針

- 第 3 条 この会の目的を達成するため次の方針で運営される。
- 1.会員相互の理解と親睦を深め、温かい人間関係をつくるようつとめる。
 - 2.会員の総意により自主的・民主的に運営される。
 - 3.教育ならびに福祉のために活動する他の諸団体や機関と協力する。
また地域との連携を深めるようつとめる。
 - 4.特定の政党や宗教を支持しない。
 - 5.会の目的に関係のない営利だけを目的とするような活動はしない。
 - 6.この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 7.この会は、自主独立のもので他からの支配・統制・干渉を受けない。

第 4 章 会員

- 第 4 条 会員はすべて平等の権利と義務を持つ。
- 1.保護者会員
本校に在籍する児童の保護者。ただし一家庭一会員とみなす。
 - 2.教職員会員
本校に勤務する教職員。

第 5 章 会計

- 第 5 条 この会の経費は会費、その他の収入によって支出される。
- 第 6 条 会費
- 1.会費は年額 2,000 円を基本額とする。ただし年度ごとの収支状況によって、若干の減額または増額を行うことができる。
 - 2.会費の減額および増額は、運営委員会で検討し総会の承認を得る。
 - 3.途中入会の金額は内規で定めるものとする。途中退会の場合は返納しない。
 - 4.会費は事情により役員会に申し出があれば免除することができる。
- 第 7 条 この会の経理は総会で認められた予算にもとづき行われる。
また、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得る。
- 第 8 条 この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第6章 地区活動

第9条 会員は地区班に所属する。

地区班はこの会の活動の基盤として、児童の健全な育成につとめるとともに、会員相互の親睦と会の運営に関し全会員の意見交換・調整をはかる大切な場である。

第10条 地区活動

- 1.地区班の緊密な連絡と地区活動を円滑に進めるために、地区委員を選出する。
- 2.地区委員で構成された会を地区委員会といい、担当教職員と充分連絡をとって活動にあたる。

第7章 地区委員会と臨時委員会

第11条 この会の目的にそった地域に関する活動を実行するために、地区委員会を置く。

児童の校外生活の向上と安全につとめ、また児童および会員の親睦をはかる。

第12条 地区委員会の構成と活動

- 1.地区委員は各地区より選出される。
- 2.地区委員会は、委員代表3名程度を選出する。
- 3.地区委員会での年間活動計画以外の計画は、運営委員会の承認を得るものとする。
- 4.地区委員は臨時委員以外の他の委員を兼任できない。

第13条 臨時委員会

- 1.運営委員会は必要に応じて臨時委員会または臨時委員を設置できる。
- 2.委員会の構成、活動内容に関しては運営委員会で検討する。
- 3.その任務を終えると同時に解散する。

第8章 総会

第14条 総会は全会員をもって構成される。この会の最高議決機関である。

- 1.総会の日時・場所・議題は5日前までに会員に通知する。
- 2.総会の成立定数は会員の5分の1とし、委任状を認める。
- 3.議長は副会長が担う。
- 4.議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。

第15条 定期総会は年1回で年度始めに開かれ、次のことが審議される。

- 1.前年度活動報告
- 2.前年度決算報告の承認
- 3.新年度活動計画および予算の審議・承認
- 4.その他重要事項の審議・承認・報告

第16条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開くことができる。

第9章 運営委員会

第17条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、また会員の意見が各代表を通じて直接提案できる場である。

第18条 運営委員会の運営と構成

- 1.運営委員会の成立定数は構成員の2分の1とする。
- 2.臨時運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があった場合に開くことができる。

- 3.運営委員会の構成は地区委員代表、役員、校長、各 PTA 担当教職員で構成される。
- 4.各構成員の議決権は次による。

地区委員会・・・1 票
会 長・・・1 票
副 会 長・・・1 票
書 記・・・1 票
会 計・・・1 票
企 画・・・1 票 ※役員は役職ごとに 1 票
校長及び各 PTA 担当教職員・・・1 票

- 5.議決には議決権を持つ出席構成員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

第 19 条 運営委員会の役割

- 1.総会に提出する議案作成
- 2.総会の承認事項を処理し、年度予算の健全な運営につとめる。
- 3.地区委員会および学校との相互の連絡につとめる。
- 4.その他、この会の運営に必要な事項について審議し、処理する。

第 20 条 構成員以外の会員は運営委員会に任意出席して意見を述べるができるが、議決権はもたない。

第 10 章 役員と会計監査員

第 21 条 役員の構成と役員一覧

会長 1 名
副会長 4～5 名(保護者 3～4 名、副校長)
書記 4～5 名(保護者 3～4 名、教職員 1 名)
会計 4～5 名(保護者 3～4 名、教職員 1 名)
企画 4～5 名(保護者 3～4 名、教職員 1 名)

- 1.当該年度の役員一覧表の作成については、役員任期の 4 月 1 日以降作成することとする。
なお、役員一覧は別表 I の定めるところによる。

- 2.狛江市立学校 PTA 連合会事務局(P 連事務局)や周年行事等、
特別な活動が発生する年は運営委員会の了承のもと、役員を増員できるものとする。

第 22 条 役員の任期は 4 月 1 日からの 1 年間とする。ただし会の円滑な運営のため次年度総会までは次年度役員に十分な協力をする。また臨時委員以外の兼任はできない。

第 23 条 役員の任務

- 1.この会の全体の運営を円滑に進めるための協議調整の中心的存在となるとともに、外部団体との窓口となる。
- 2.総会・運営委員会・役員会などの議事日程を立案する。
- 3.会長はこの会を代表し会務を総括し、総会・運営委員会・役員会を招集する。
- 4.副会長は会長を助け、会長不在のときは代理をつとめる。
- 5.書記は議事の記録、各種資料を作成する。
- 6.会計はこの会の会計事務を処理する。
- 7.企画はこの会の目的のため、学校側と連携して各種イベント等を企画し運営する。
- 8.校長・役員は各会議・会合に出席し意見を述べるができる。

第 24 条 会計監査員は会計経験の保護者より 2 名、教職員より 1 名があたる。

- 1.監査員はその年度の経理を監査しその結果を総会に報告する。
- 2.監査員の任期は役員に準ずる。
- 3.監査員は役員および各委員になることができない。

第 11 章 役員の選出

- 第 25 条 役員候補者選出には選出委員があたり、選出された候補者の信任に関することと、次年度役員の発表までを行う。
- 第 26 条 選出委員の構成と活動
1. 学年問わず、4 名程度で構成される。
 2. 選出活動は全学年全員の事として、選出委員に協力する。立候補が定員に満たない場合は、第 3 学年の保護者より選出する。
 3. 選出委員は役員候補者選出のいっさいの権限を委任されている。
また、選出にかかわる全責任は運営委員会にある。
 4. 必要な場合は役員と連携して進める。
 5. 選出委員であっても候補者になることができる。
 6. 選出された候補者の通知を兼ねた信任票を配布し、全会員の過半数の信任を得て、選出された候補者を次年度役員として決定する。
 7. 年度内に次年度役員と会計監査員について、選出結果を発表する。
 8. 次年度総会にて、役員と会計監査の紹介をもって活動を終了する。
- 第 27 条 役員候補者
1. 役員選出は基本的には学年選出である。
 2. 全学年からの立候補、推薦もできる。
 3. 役員・委員代表経験者は兄弟を含む 1 家庭における役員および委員代表・(地区委員を除く)委員を断ることができる。また、選出委員経験者は、同条件にて活動年翌年から 5 年間、委員を断ることができる。
ただし本人が了承した場合は再選ができる。

第 12 章 役員会

- 第 28 条 役員会の役割
1. 役員会はこの会の全体の円滑な活動のための事前検討と準備にあたる。
 2. 緊急事項の処理にあたる。
 3. 必要に応じて校長とともに PTA 活動の調整や学校理解につとめる。

第 13 章 個人情報の取り扱い

- 第 29 条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理および開示については、「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第 14 章 雑則

- 第 30 条 この会の規約の改正は 5 日前にその内容を会員に通知し、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 第 31 条 会員名簿・会計簿・領収書とじ・議事録は、事務所または電子データで保存する。
- 第 32 条 規約を達成するために内規を定めることができる。内規の改廃は運営委員会の議決による。
- 第 33 条 会員は必要のある場合はいつでも関係帳簿を閲覧できる。
- 第 34 条 役員・委員の欠員に関しては運営委員会で検討しその対応にあたる。補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。

- 第 35 条 サークルは会員のうち保護者および教職員 10 名以上の要望があれば、運営委員会で検討し承認を得ることにより、活動することができる。
- 第 36 条 PTA 全体にかかわる有志活動はこの会の目的に沿った内容で有志数名以上の要望があれば、運営委員会で検討し承認を得ることにより、活動することができる。
- 第 37 条 この規約の前身となる規約は事務所に保管され閲覧できる。
- 第 38 条 特別会計は、別に定めるところによる。

第 15 章 付則

- 第 39 条 この規約は 2026 年 5 月 5 日より施行される。
この会は 1960 年 10 月 1 日に設立された。

別表Ⅰ

狛江第一小学校PTA役員一覧

役職名	氏 名		
会 長			
副会長			
書 記			
会 計			
企 画			

住 所
会長名 印

狛江第一小学校 P T A 個人情報取扱規約

（目的）

第 1 条 狛江第一小学校 PTA(以下、「この会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）

第 2 条 この会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第 3 条 この会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第 4 条 この会における個人情報データベース取扱者は、役員・地区委員代表・各委員とする。

（秘密保持義務）

第 5 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第 6 条 この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第 7 条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や運営委員会だより、ミマモルメ配信、学校HP保護者限定ページ等で会員に周知する。

（利用）

第 8 条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. PTA 会費の集金業務、管理業務
2. その他の文書の送付
3. 役員・会計監査・会員・各種委員代表等の名簿の作成
4. 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
5. 広報誌、PTA だより、PTA ホームページへの掲載

（利用目的による制限）

第 9 条 この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第 10 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者または複数の取扱者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、基本的に持ち出す情報は氏名・住所・メールアドレス・電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項に限定する。それ以外の情報を持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 この会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿って、これに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第17条 この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 18 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規約を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

(付則)

第 19 条 この規約は 2022 年 5 月 7 日より施行される。

狛江第一小学校 P T A 特別会計規定

- 第 1 条 狛江第一小学校 PTA 規約第 38 条により、この会が行う特別会計については、この規約の定めるところによる。
- 第 2 条 特別会計の積立金の項目は次の各号による。
(1) 周年行事費
(2) 事務機器費
(3) 防災対策費
- 第 3 条 特別会計への支出は、予算に基づき一般会計支出の部、積立金から行うものとする。
- 第 4 条 積立金の金額は、総会で認められた予算に基づき決定する。また、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得る。
- 第 5 条 この会の特別会計規定の経理状況を明らかにするために規約第 31 条により、帳簿類及び関係証拠書類を備えなければならない。
(1) 通帳類
(2) 金銭出納簿
(3) 収支証拠書類
- 第 6 条 事務所においては、次の事務を担う。
(1) 特別会計に関すること。
(2) 会務運営上必要な資料及び情報の収集に関すること。
(3) 委員会及び会員等の連絡に関すること。
- 第 7 条 事務所の所在地及び役員構成は、PTA 規約第 1 条及び第 22 条の定めるところによる。

狛江第一小学校 P T A 規約 内規

転入生 会費一覧表

転入月	転入日	会費金額
4～6 月転入	4 月 1 日～6 月 30 日	2,000 円
7～9 月転入	7 月 1 日～9 月 30 日	1,500 円
10～12 月転入	10 月 1 日～12 月 31 日	1,000 円
1～3 月転入	1 月 1 日～3 月 31 日	500 円

※途中入会の会費金額については内規で定め、現在、四半期によるものとしています

年組 年組 年組	會員名	地区 班
---	--	----------------------------